

令和6年4月1日

「居宅介護支援」重要事項説明書

居宅介護支援事業者介護老人保健施設マロニエ苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(那須塩原市指定 第 0971300371 号)

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、公正中立にサービス事業者を選定、推薦し、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者及び地域包括支援センター等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご身元保証人又は利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7
8. 守秘義務等について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 学校法人国際医療福祉大学
- (2) 法人所在地 栃木県大田原市北金丸 2600 番 1
- (3) 電話番号 0287-24-3000
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格
- (5) 設立年月 平成 7 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業者
- (2) 事業の目的 要支援状態又は要介護状態にある高齢者及び家族に対し、適正な居宅介護支援事業の提供
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業者介護老人保健施設マロニエ苑
栃木県 0971300371 号・平成 19 年 2 月 1 日指定
- (4) 事業所の所在地 栃木県那須塩原市井口 537-3 にしなすの総合在宅ケアセンター内
- (5) 電話番号 0287-39-3303 (FAX0287-39-3305)
- (6) 事業所長(管理者)氏名 河原 典子
- (7) 当事業所の運営方針 在宅の要介護者等が、日常生活を営むために必要な総合的なサービスを利用者及び家族が適切に利用できるよう、希望を踏まえた上で同意を得、公正中立に居宅サービス計画を作成する。またその実施が確実にまた、効率的に実施されるように、各関係機関等と便宜を供与し、生活の質の向上を目指し、気軽に相談できる施設を目指す。
- (8) 開設年月 平成 19 年 2 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 那須塩原市
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～土曜日	但し、祝日及び 12/31～1/3 までを除く
受 付 時 間	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分

- (3) 営業日及び営業時間

通常の営業日及び営業時間以外に、緊急等の事情によりご相談がある場合、下記の携帯番号にてご相談を受け付けます。

連絡先 090 (4750) 1165

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者） （主任介護支援専門員）	1		1	名	管理業務
2. 介護支援専門員	2 以上		2 以上	名	居宅サービス計画作成、管理

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

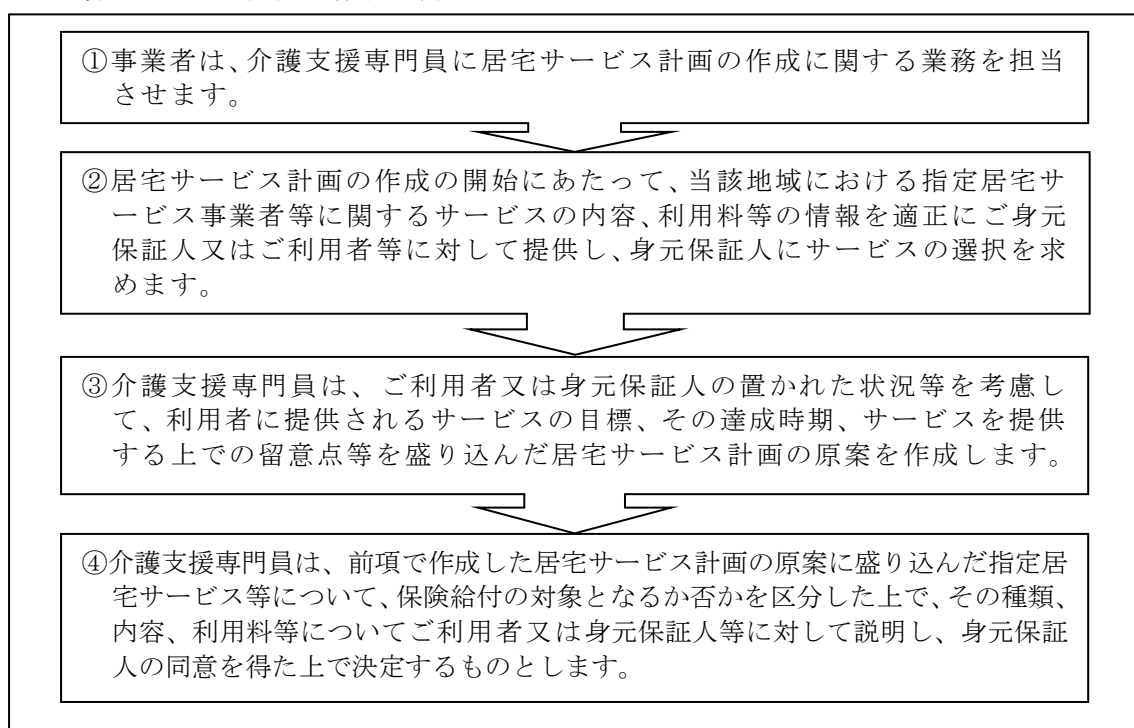
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者又は身元保証人の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容（約款第3～6条、第9条参照）

①居宅サービス計画の作成

ご利用者又は身元保証人のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・身元保証人及びその家族等に、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者又は身元保証人が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者又は身元保証人双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご利用者又は身元保証人が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又はご利用者又は身元保証人が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤関係機関との連携

- ・介護支援専門員が把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師・薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ・医療系サービスの利用を検討する際には、主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付致します。
- ・保険者に対して届け出の必要なケアプランの提出などを行います。

(例：訪問介護の訪問回数が多いケアプランの届け出・軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付の確認)

- ・入院時の医療機関との連携促進の観点から、ご利用者・ご家族には入院時において入院先医療機関に担当する介護支援専門員の氏名等を提供することをお願い致します。
- ・入退院（退所）やサービス利用においては、医療機関や介護保険事業所・施設および障害福祉制度の相談支援員等の関係機関と必要な情報共有・連携を行います。

⑥居宅サービス計画に位置付けられた事業所の割合についての説明

ケアマネジメントの中立性の確保を図る観点から、別紙を用いて以下について説明を行います。

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスにおいての同一事業者によって提供されたものの割合

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者又は身元保証人の自己負担はありません。

但し、ご利用者又は身元保証人の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費(Ⅰ) i 〈取扱件数 45 件未満〉	10,860 円／月	14,110 円／月
居宅介護支援費(Ⅰ) ii 〈45 件以上 60 件未満〉	5,440 円／月	7,040 円／月
居宅介護支援費(Ⅰ) iii 〈60 件以上〉	3,260 円／月	4,220 円／月
居宅介護支援費(Ⅱ) i 〈ICT 等活用 50 件未満〉	10,860 円／月	14,110 円／月
居宅介護支援費(Ⅱ) ii 〈50 件以上 60 件未満〉	5,270 円／月	6,830 円／月
居宅介護支援費(Ⅱ) iii 〈60 件以上〉	3,160 円／月	4,100 円／月

- 特定事業所加算 (Ⅰ) 5,190 円／月
- 特定事業所加算 (Ⅱ) 4,210 円／月
- 特定事業所加算 (Ⅲ) 3,230 円／月
- 特定事業所加算 (A) 1,140 円／月
- 特定事業所医療介護連携加算 1,250 円／月
- 初回加算 3,000 円／月
- 退院・退所加算
 - (Ⅰ)イ 4,500 円／月
 - (Ⅰ)ロ 6,000 円／月
 - (Ⅱ)イ 6,000 円／月
 - (Ⅱ)ロ 7,500 円／月
 - (Ⅲ) 9,000 円／月
- 入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,500 円／月
- 入院時情報連携加算 (Ⅱ) 2,000 円／月
- ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円／月
- 通院時情報連携加算 500 円／月
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円／月

以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を減算いたします。2 カ月以上行われていない場合は、算定いたしません。

- イ 居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者に交付すること。
- ロ 特段の事情のない限り少なくとも月 1 回、利用者の居宅を訪問し、かつ 1 月に 1 回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
- ハ 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。
- ニ ご利用者やそのご家族に対して、ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行う。

(3) 交通費（契約書第 9 条参照）

片道おおむね 30 キロメートル以上の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、交通費として 1,000 円をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに現金でお支払い下さい。

前記（3）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（約款第 8 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者又は身元保証人に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②身元保証人からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者又は身元保証人から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービス利用の解除（約款第 16・17 条参照）

サービス利用の解除においては、当事業所より保険者に対してサービス利用終了についての連絡をいたします。

7. 苦情の受付について（約款第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕	介護支援専門員	河原 典子
	介護支援専門員	山下 知枝子
	介護支援専門員	櫻井 奈緒美

○受付時間 毎週月曜日～土曜日
8：30～17：30

○電話番号 0287-39-3303

お受けしました苦情につきましては事務所内に設置してあります苦情処理委員会に諮り、その結果を踏まえて対応させていただきます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市保健福祉部 高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2 電話番号・FAX 0287(62)7191・0287(63)8911 受付時間 8:30～17:15
大田原市保健福祉部 高齢者幸福課	所在地 栃木県大田原市本町 1-4-1 電話番号・FAX 0287(23)8740・0287(23)4521 受付時間 8:30～17:15
栃木県国民健康保険 団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 6 階 電話番号・FAX 028(622)7242 028(622)7281 受付時間 9:00～16:00

8. 守秘義務等について（約款第 12 条参照）

（1）事業者の守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

（2）個人情報の取り扱い

前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用者及び身元保証人からは、「居宅介護支援事業者介護老人保健施設マロニエ苑利用同意書」上で、その同意を得ます。

- 一 介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
- 二 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

居宅サービス計画に位置付けられた事業所の割合 2024 年 3 月 1 日～2024 年 8 月末日

サービス名	サービスの割合	同一事業者によって提供されたものの割合	
訪問介護	29.5%	1 ケアサービス那須	68.9%
		2 ホームヘルプサービス栃の実荘	8.1%
		3 サクラケアラーにしなすの	8.1%
通所介護	30.9%	1 ほっと乃木ケアセンター	25.2%
		2 デイサービスセンター栃の実荘	24.5%
		3 ファインド健康クラブ	18.7%
福祉用具貸与	81.1%	1 ひまわり館大田原営業所	50.9%
		2 株式会社キガ那須営業所	25.6%
		3 ダスキンヘルスレント大田原	7.9%
地域密着型通所介護	4.8%	1 ハート&ベスト那須	50.0%
		2 デイサービスみんなの家	25.0%
		3 介護の郷わたぼうしデイサービス	25.0%